



2002年11月発行 第28号  
**つちや通信**

## 年末調整号

そろそろクリスマスの飾り付けを目にするようになりました。  
皆様のもとには保険会社からの控除証明書が送られてきていることだと思います。

そう年末調整の時期ですね。年末は何かと忙しくなる時期ですので、早めに準備しましょう。  
なお、今年の年末調整についての改正はありませんでしたので、平成13年分と同じ処理になります。

### 年末調整に必要な書類

- \* 源泉徴収簿
- \* 扶養控除等(異動)申告書
- \* 保険料控除申告書

#### 添付書類

- { 生命保険控除証明書(「一般の生命保険料」と「個人年金保険料」)
- { 損害保険控除証明書(「長期損害保険料」と「短期損害保険料」)
- 小規模企業共済掛金控除証明書

14年内に支払った国民健康保険・国民年金(子供の国民年金があればそれを含む)・  
国民年金基金の額

- \* 配偶者特別控除申告書(配偶者に収入がある場合、源泉徴収票又は金額の記入が必要)
- \* 住宅借入金等特別控除申告書
- \* 住宅取得等特別控除申告書(2年目以降)
- \* 年の中途中で入社された人は、前職分の源泉徴収票

### 配偶者の扶養について

年末になると気になるのが、扶養の対象になるのかどうかということですね。  
所得税と社会保険とでは、違います。もう一度確認してみましょう。

#### 《所得税関係》

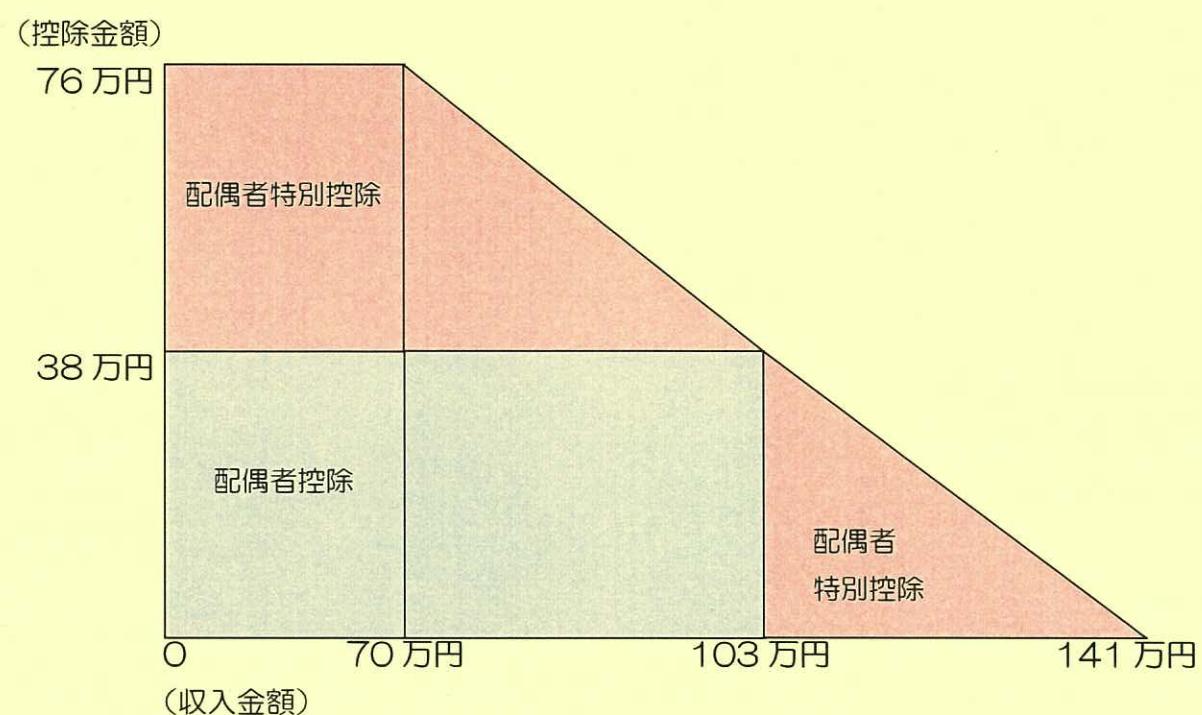
配偶者の収入	配偶者の収入に所得税がかかる	夫の所得金額から <b>配偶者控除</b> を差し引くことが	夫の所得金額から <b>配偶者特別控除</b> を差し引くことが
700,000円未満			できる
700,000円以上 1,030,000円未満	かかる	できる(扶養)	できない
1,030,000円			できる
1,030,001円以上 1,410,000円未満			できる
1,410,000円以上			できない

#### 《社会保険関係》基本的な考え方

配偶者の収入	夫の年収が配偶者の2倍以上	夫の年収が配偶者の2倍未満
1,300,000円未満	扶養になれる	扶養になれない
1,300,000円以上	扶養になれない	扶養になれない

以上の表のように、所得税と社会保険の扶養は違いますので、ご注意ください。また、本人の給料が141万円未満であれば、控除金額の違いはありますが、下記のように夫の所得金額から配偶者控除(いわゆる所得税の扶養)と配偶者特別控除が受けられます。

#### 《配偶者の収入金額と配偶者控除・配偶者特別控除の関係図》



#### 公的年金等の収入のみの場合

配偶者および扶養親族の公的年金等の収入金額が178万円以下(年齢65歳未満の人は108万円以下)であれば、合計所得金額が38万円以下になるので、所得税の扶養となります。

#### 所得税の定率減税の実施

昨年度と同様、定率減税の実施により本年度の所得税額の20%が控除されます。(控除限度額25万円)